

半田市制限付き一般競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事について、入札手続の透明性及び競争性を高めるため、制限付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を実施するにあたり必要な事項を定め、当該入札の円滑な執行を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 一般競争入札の対象工事は、1件当たりの設計金額が5千万円以上の建設工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する工事については、指名競争入札等により実施することができるものとする。

- (1) 施工条件等の技術的特性を必要とする工事
- (2) 不成立その他の事由により一般競争入札の実施が困難と判断される工事
- (3) その他特別の事由により市長が認めた工事

(入札参加資格)

第3条 一般競争入札に参加できる者（以下「入札参加資格者」という。）は、次の各号に定める要件にすべて該当する者でなければならない。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により許可を受けた建設業許可業者で、本市の指名競争入札参加資格者として登録された者であること。
- (2) 愛知県内に本店、支店又は営業所を有しており、当該支店又は営業所に契約締結の権限を委任された代理人を置いている者であること。ただし、競争性の確保が困難だと認められる場合は、この限りでない。
- (3) 対象工事の設計金額及び工事業種において、本店、支店又は営業所の所在地が別表に掲げる内容に該当し、かつ、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の総合数値が同表に掲げる内容を有する者であること。
- (4) 対象工事と類似の工事において、過去5年間に、公告で示す施工実績を有すること。
ただし、類似の工事の施工実績が希少であると見込めるときは、過去10年間まで遡ることができるものとする。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (6) 対象工事について、建設業法の規定に基づき現場代理人、主任技術者及び監理技術者を適

正に配置できること。

(7) 半田市指名審査等事務取扱要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、当該申立てがなされなかった者とみなす。

2 入札参加資格者を特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする場合は、半田市共同企業体取扱要領に基づき結成させるものとし、共同企業体の構成員となることができる者の要件は、前項各号の規定を準用するものとする。

（入札参加資格及び入札の公告）

第 4 条 一般競争入札に係る入札参加資格及び入札の公告は、半田市公告式規則（平成 23 年半田市規則第 2 号）第 2 条に定める掲示場に掲示するものとする。

（入札参加申込）

第 5 条 一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 制限付き一般競争入札参加申請書（様式第 1）

(2) 制限付き一般競争入札参加申請確認資料（様式第 2）

2 前項各号に掲げる書類は、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

3 市長は、第 1 項の申請を確認したときは、制限付き一般競争入札参加申請確認通知書（様式第 3）又はあいち電子調達共同システム（CALS/EC）の利用により申請者へ通知するものとする。

（落札候補者の決定）

第 6 条 入札においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者（最低制限価格を設けた場合には、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者）を落札候補者とし、落札候補者の次の順位の価格で入札した者を次順位者とし、次順位者の次の順位の価格で入札した者を第三順位者とし、入札参加資格の審査が終了するまで落札を保留するものとする。

2 前項の落札候補者並びに次順位者並びに第三順位者（以下「落札候補者等」という。）となる者が 2 以上あるときは、くじにより落札候補者等を決定するものとする。

（落札者の決定等）

第 7 条 落札候補者等は、第 5 条第 1 項第 2 号に規定する書類の内容が確認できる資料その他市

長が指示する資料を、指定する日までに市長に提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- 2 市長は、落札候補者等から提出された書類に基づく審査により落札者を決定し、落札者決定通知書（様式第4）又はあいち電子調達共同システム（CALS/EC）の利用により落札候補者等に通知するものとする。
- 3 前項の審査において落札候補者が入札参加資格を有していないと認めた場合は、落札候補者の行った入札を無効とする。この場合においては、次順位者を新たな落札候補者とし、第三順位者を次順位者とするとともに、前条に規定する方法により新たな第三順位者を決定するものとする。
- 4 落札候補者が入札参加資格を有していないと認めた場合、市長は、当該落札候補者に対して入札参加資格審査結果通知書（様式第5）により通知するものとする。

（入札結果の公表及び報告）

第8条 入札結果の公表及び報告については、落札者の決定後、半田市指名競争入札事務取扱要綱に準ずるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

別表（第3条関係）

地域要件及び経営事項審査の総合評定値による参加基準

建設工事の種類	設計金額	地域要件	総合評定値
土木一式工事 建築一式工事 舗装工事	5千万円以上 1億円未満	半田市に本店、支店又は営業所を有する者	800点以上
	1億円以上 1億5千万円未満	半田市に本店、支店又は営業所を有する者	800点以上
		半田市を除く知多4市5町内に本店を有する者	900点以上
	1億5千万円以上 3億円未満	半田市に本店、支店又は営業所を有する者	800点以上
		半田市を除く愛知県内に本店を有する者	1,000点以上
	3億円以上	半田市に本店、支店又は営業所を有する者	800点以上
		半田市を除く愛知県内に本店、支店又は営業所を有する者	1,500点以上 ※舗装工事は 1,300点以上
解体工事	5千万円以上	半田市に本店、支店又は営業所を有する者	700点以上
		半田市を除く愛知県内に本店、支店又は営業所を有する者	800点以上

備考

1. 地域要件とは、半田市入札参加資格者名簿に登録されている本店、支店又は営業所の所在地の区分に係る要件をいう。
2. その他の建設工事及び特定建設工事共同企業体を入札参加者とする建設工事に係る地域要件及び経営事項審査の総合評定値要件については、工事単位ごとに設定し公告するものとする。